

金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備に伴う
取引参加者規程等の一部改正について

目 次

(ページ)

1. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	1
2. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	3
3. 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	4

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>第5章の2 特定承継金融機関等による取引資格の取得等に関する事項</u>	(新設)
<u>(特定承継金融機関等による取引資格取得の申請及び承認)</u>	
<u>第43条の2 当取引所は、第4条第1項の規定に基づき取引資格を取得しようとする者が特定承継金融機関等（預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「預保法」という。）第126条の34第3項第5号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）である場合には、第4条第2項の規定にかかわらず、取引資格の取得の承認を行うことができる。</u>	(新設)
<u>(特定承継取引資格取得申請者に係る取引資格の取得手続の履行)</u>	
<u>第43条の3 当取引所が前条の規定により特定承継取引資格取得申請者（当取引所に取引資格の取得の申請を行う特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）に対して取引資格の取得の承認を行ったときは、第5条第1項の規定にかかわらず、当該特定承継取引資格取得申請者をして、同項に規定する取引資格の取得手続（入会金の納入及び取引参加者保証金の預託を除く。）を当取引所がその都度定める日（信認金の預託については、第4条第3項の規定により当取引所が指定した期日）までに履行させるものとする。</u>	(新設)
<u>(特定承継取引資格取得申請者に係る取引資格取得の日)</u>	
<u>第43条の4 特定承継取引資格取得申請者に対</u>	(新設)

する取引資格の付与は、第6条第1項の規定にかかわらず、第4条第3項の規定により当取引所が指定した期日に行うものとする。

2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により取引資格を付与した場合について準用する。

(特定承継取引参加者が有する取引参加権の譲渡の禁止)

第43条の5 特定承継取引参加者（取引資格を

(新設)

取得した特定承継金融機関等をいう。)は、第33条第1項の規定により取引参加権を取得した場合を除き、その有する取引参加権を他の者に譲渡することができない。

(特定破綻取引参加者が合併等について承認を受ける義務)

第43条の6 特定破綻取引参加者（預保法第1

(新設)

26条の2第1項第2号に規定する特定第二号措置に係る特定認定を受けた取引参加者をいう。)が、特定承継取引資格取得申請者との間で、第16条第1項第2号又は第4号に掲げる行為をしようとする場合は、同項の規定にかかわらず、あらかじめ当取引所の承認を受けることを要しないものとする。

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引資格の取得申請) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 <u>特定承継取引資格取得申請者 (規程第43条の3に規定する特定承継取引資格取得申請者をいう。以下同じ。) については、第2項各号に掲げる書類のうち、当取引所が適当と認めるものについては省略することができるものとする。</u>	(取引資格の取得申請) 第2条 (略) 2・3 (略) (新設)
5 <u>特定承継取引資格取得申請者は、第3項の規定にかかわらず、資格審査料の納入を要しない。</u>	(新設)
(取引資格の喪失申請) 第13条 (略) 2 (略) 3 <u>当取引所に取引資格の喪失の申請を行う特定破綻取引参加者 (規程第43条の6に規定する特定破綻取引参加者をいう。) については、前項各号に掲げる書類のうち、当取引所が適当と認めるものについては省略することができるものとする。</u>	(取引資格の喪失申請) 第13条 (略) 2 (略) (新設)
付 則 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。	

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
別表 権利処理価額等の算出に関する表	別表 権利処理価額等の算出に関する表
1 貸借取引の権利処理のために <u>指定証券金融会社</u> （信用取引・貸借取引規程第1条第1項に規定する指定証券金融会社をいう。以下同じ。）がその銘柄について株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権、新株予約権の割当を受ける権利又は配当株式等（以下「割当新株式等」という。）の売入札を行う場合	1 貸借取引の権利処理のために <u>日本証券金融株式会社</u> （以下「日証金」という。）がその銘柄について株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権、新株予約権の割当を受ける権利又は配当株式等（以下「割当新株式等」という。）の売入札を行う場合
割当新株式等処分総代金 落札割当新株式等の数 \times 新株式割当率	割当新株式等処分総代金 落札割当新株式等の数 \times 新株式割当率
2 貸借取引の権利処理のために <u>指定証券金融会社</u> がその銘柄について割当新株式等の買入札を行う場合	2 貸借取引の権利処理のために <u>日証金</u> がその銘柄について割当新株式等の買入札を行う場合
割当新株式等買入総代金 落札割当新株式等の数 \times 新株式割当率	割当新株式等買入総代金 落札割当新株式等の数 \times 新株式割当率
3 貸借取引の権利処理のために <u>指定証券金融会社</u> がその銘柄について割当新株式等の売入札又は買入札を行わない場合	3 貸借取引の権利処理のために <u>日証金</u> がその銘柄について割当新株式等の売入札又は買入札を行わない場合
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 配当株式等	(4) 配当株式等
a 貸借取引の権利処理のために <u>指定証券金融会社</u> がその銘柄について配当株式等の処分を行う場合 <u>指定証券金融会社</u> が売却処分して得た額に相当する額	a 貸借取引の権利処理のために <u>日証金</u> がその銘柄について配当株式等の処分を行う場合 <u>日証金</u> が売却処分して得た額に相当する額
b (略)	b (略)
(注) 1. 落札割当新株式等の数には、 <u>指定証券金融会社</u> が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等を処理した場合の当該割当新株式等の数を含むものとし、割当新株式	(注) 1. 落札割当新株式等の数には、 <u>日証金</u> が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等を処理した場合の当該割当新株式等の数を含むものとし、割当新株式等処分総代

等処分総代金及び割当新株式等買入総代金には、指定証券金融会社が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等を処理した場合の当該処理代金を含むものとする。

2. ~ 7. (略)

金及び割当新株式等買入総代金には、日証金が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等を処理した場合の当該処理代金を含むものとする。

2. ~ 7. (略)

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。